①都道府県	②市町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３０年度就学援助制度の実施について																		
							1．就学援助制度の周知方法											2．就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対し制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ．その他→（2）	（2）ケの内容	（3）就学援助制度周知の工夫	ア．各学校で制度案内を配付後，希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後，希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．制度案内等は行わず，各学校で希望者に対して申請書を配布	カ．制度案内等は行わず，教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ．その他（内容を２．（２）に記入してください。）	（2）キの内容
該当団体数	83	83	83	83	72	1	41	19	19	61	75	60	3	4	5	5	15	48	15	28	9	1	1	6	6
長野県	長野市	教育委員会事務局総務課	026-224-8597	kyosoumu@city.nagano.lg.jp	https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kyosoumu/6708.html		○		○	○	○	○					所得審査の目安基準を掲載（世帯構成人数、所得基準額）	○	○						
長野県	松本市	教育部　学校教育課	0263-33-9846	g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp	http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/enjo/kyoiku/syugakuenjyo.html		○	○		○	○	○					転入者には必ず就学援助制度の書類を配付している。				○				
長野県	上田市	上田市教育委員会学校教育課	0268-23-5101	gakukyo@city.ueda.nagano.jp	https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/gakukyo/1760.html		○	○	○	○	○	○					外国語の申請書を作成、市のホームページや市の広報で制度を周知	○							
長野県	岡谷市	教育総務課	0266-23-4811	kyouiku@city.okaya.lg.jp	http://www.city.okaya.lg.jp		○			○	○	○						○	○						
長野県	飯田市	学校教育課	0265-22-4511（内線3712）	kyoi@city.iida.nagano.jp	https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/37/syuugakuenjo.html		○			○	○	○					年度当初に全家庭に制度案内の通知を配布、援助対象となる世帯所得の目安を記載	○	○						
長野県	諏訪市	教育総務課	0266-52-4141	kyoiku@city.suwa.lg.jp	http://www.city.suwa.lg.jp/www/info/detail.jsp?id=4677		○			○	○	○						○							
長野県	須坂市	須坂市教育委員会	026-248-9010	s-gakokyoiku@city.suzaka.nagano.jp	https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=595c4bf3f3229		○	○		○	○						・英語・ポルトガル語・タイ語・中国語で「就学援助制度のお知らせ」を作成している。 ・転入者に「就学援助制度のお知らせ」を配布している。	○						○	就学援助費支給者には、学校から申請書を配布している。
長野県	小諸市	小諸市教育委員会事務局学校教育課	0267-22-1700	gakko@city.komoro.nagano.jp	http://www.city.komoro.nagano.jp/doc/2014022404263/		○			○	○	○	○		○	各小学校で開催される来入児保護者説明会において、担当職員内容を説明している。	申請時期、支給時期を表にして記載。			○					
長野県	伊那市	教育委員会事務局学校教育課	0265-78-4111（2713）	gak@inacity.jp	http://www.inacity.jp/kurashi/hojo_enjo/hojo_jido/shugakuenjoseido.html		○			○	○				○	児童扶養手当申請時に案内				○				○	児童扶養手当申請時に申請書を渡している。
長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市教育委員会　子ども課	0265-83-2111	kodomo@city.komagane.nagano.jp	http://www.city.komagane.nagano.jp/		○		○	○	○	○					・文字数を減らし、平易な文面を使用。 ・世帯構成ごとの年間収入の目安額を記載。 ・「どなたでも申請ください」など、申請しやすいような表記を使用。			○					
長野県	中野市	教育委員会事務局学校教育課	0269-22-2111	kyoiku@city.nakano.nagano.jp	http://www.city.nakano.nagano.jp/		○	○		○	○	○						○		○					
長野県	大町市	大町市教育委員会学校教育課	0261-22-0420	gakkou@city.omachi.nagano.jp	http://www.city.omachi.nagano.jp/00024000/00024100/00024301.html		○			○	○						英語版の説明書と申請書を作成	○	○						
長野県	飯山市	教育部　子ども育成課	0269-62-3111（内線 362）	kodomo@city.iiyama.nagano.jp	http://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kodomo/kyouiku/shugakuenjo/		○		○		○	○	○				・援助対象となる年間所得の目安額等を記載	○	○	○					
長野県	茅野市	こども部　学校教育課　学務係	0266-72-2101	gakkokyoiku@city.chino.lg.jp	http://www.city.chino.lg.jp/www/contents/1362542670050/index.html		○		○	○	○	○					転入者には必ず就学援助制度を説明している	○							
長野県	塩尻市	塩尻市教育委員会事務局教育総務課	0263-52-0830	gakkou@city.shiojiri.lg.jp	http://www.city.shiojiri.lg.jp/		○			○	○	○								○					
長野県	佐久市	学校教育課	0267-62-3478	gakkokyoiku@city.saku.nagano.jp	http://www.city.saku.nagano.jp/kyoiku/kyoikuiinkai/shinsei/shugakuenjo.html		○	○		○	○	○						○	○						
長野県	千曲市	教育総務課　学校教育係	026-273-1111	kyoiku@city.chikuma.lg.jp	http://www.city.chikuma.lg.jp	Facebook https://www.facebook.com/chikuma.city	○			○	○	○						○						○	翌年度の小学校入学予定児童の新入学児童生徒学用品費等　入学前支給のみ、教育委員会で入学予定児童保護者宛に申請書を送付
長野県	東御市	教育部教育課学校教育係	0268-64-5879	kyouiku@city.tomi.lg.jp	http://www.city.tomi.nagano.jp/category/nyugaku/130293.html		○			○	○	○					年度当初に全児童生徒に配布する就学援助の案内に、色が付いた紙を使用している。	○							
長野県	安曇野市	安曇野市教育委員会　教育部　学校教育課	0263-71-2460	gakkoukyouiku@city.azumino.nagano.jp	http://www.city.azumino.nagano.jp/site/kosodate/1376.html		○	○		○	○	○						○						○	市のホームページにてダウンロード可能。
長野県	小海町	小海町教育委員会	0267-92-2391	kyouiku@koumi-town.jp	http://www.koumi-town.jp			○	○	○	○	○						○		○					
長野県	川上村	教育振興課　教育振興係	0267-97-2600	kyoiku@vill.nagano-kawakami.lg.jp	http://www.vill.kawakami.nagano.jp					○	○	○						○							
長野県	南牧村	学校教育係	0267-96-2104	gakkokyoiku@vill.minamimaki.nagano.jp	http://www.minamimakimura.jp/			○		○	○	○								○				○	翌年度に入学を控えた保育園年長児の保護者に対して、教育委員会から保育園に通知文書を渡し、保育園を通して年長児保護者に配布。
長野県	南相木村	教育委員会事務局　学校教育係	0267-78-2433	kyouiku@vill.minamiaiki.nagano.jp						○	○	○						○	○						
長野県	北相木村	教育委員会	0267-77-2111	kyouikuiinkai@vill.kitaaiki.nagano.jp						○	○							○	○	○					
長野県	佐久穂町	教育委員会　こども課	0267-86-4940	gakkoukyouiku@town.sakuho.nagano.jp	https://www.town.sakuho.nagano.jp					○		○						○							

①都道府県	②市町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３０年度就学援助制度の実施について																			
							1．就学援助制度の周知方法											2．就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対し制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ．その他→（2）	（2）ケの内容	（3）就学援助制度周知の工夫	ア．各学校で制度案内を配付後，希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後，希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．制度案内等は行わず，各学校で希望者に対して申請書を配布	カ．制度案内等は行わず，教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ．その他（内容を２．（２）に記入してください。）	（2）キの内容
長野県	軽井沢町	軽井沢町教育委員会こども教育課学校教育係	0267-45-8672	kodomokyoiku@town.karuizawa.nagano.jp	http://www.town.karuizawa.lg.jp/www/contents/1001000000906/index.html		○	○		○	○						・毎年，年度当初に小中学校の全家庭へ案内文を配付し，制度の周知を行っている。 ・希望者のみではなく，学校の家庭訪問等を通じて申請の必要がある家庭の実態，状況等を把握し，学校と保護者との関係性の中で学校より声を掛けてもらうことで，より多くの保護者に申請をしてもらえるよう取り組んでいる。	○	○						
長野県	御代田町	御代田町教育委員会　学校教育係	0267-32-9100	gakukyo@town.miyota.lg.jp	http://www.town.miyota.nagano.jp					○	○	○						○							
長野県	立科町	教育委員会 子育て教育係	0267-88-8415	gakkou@town.tateshina.nagano.jp	http://www.town.tateshina.nagano.jp		○			○	○							○							
長野県	青木村	教育委員会	0268-49-2224	kyouiku@vill.aoki.nagano.jp	http://www.vill.aoki.nagano.jp/					○	○									○					
長野県	長和町	長和町教育委員会	0268-68-2127	kyoiku@town.nagano-nagawa.lg.jp	http://town.nagawa.nagano.jp						○	○						○							
長野県	下諏訪町	教育こども課	0266-28-0001	kyousou@town.shimmosuwa.lg.jp	http://www.town.shimosuwa.lg.jp/		○			○	○							○							
長野県	富士見町	富士見町教育委員会子ども課	0266-62-9235	kodomo@town.fujimi.lg.jp	http://www.town.fujimi.lg.jp/			○	○	○	○	○		○				○							
長野県	原村	教育課	0266-79-7920	gakko@vill.hara.lg.jp	https://www.vill.hara.lg.jp			○	○	○	○							○							
長野県	辰野町	教育委員会 こども課　学校教育係	0266-41-1111	gakkou@town.tatsuno.lg.jp	http://www.town.tatsuno.lg.jp		○	○	○	○	○	○								○					
長野県	箕輪町	学校教育課	0265-70-6603	kyouiku@town.minowa.lg.jp	http://www.town.minowa.lg.jp/					○	○	○								○	○				
長野県	飯島町	飯島町教育委員会事務局こども室	0265-86-3111	gakkou@town.iijima.lg.jp	http://www.town.iijima.lg.jp					○	○	○					関係する部署・機関（福祉関係や社会福祉協議会）との制度に関する情報共有	○							
長野県	南箕輪村	教育委員会事務局　学校教育係	0265-76-7007	gakkou-c@vill.minamiminowa.lg.jp	http://www.vill.minamiminowa.lg.jp/					○	○									○					
長野県	中川村	教育委員会	0265-88-1005	school@vill.nagano-nakagawa.lg.jp						○	○									○					
長野県	宮田村	教育委員会	0265-85-2314	kyoiku@vill.miyada.nagano.jp	https://www.vill.miyada.nagano.jp		○	○	○	○	○	○								○					
長野県	松川町	松川町教育委員会こども課	0265-36-7023	kodomo@town.matsukawa.lg.jp	http://www.matsukawa-town.jp		○				○	○						○							
長野県	高森町	教育委員会事務局学校教育係	0265-35-9416	kyoiku@town.nagano-takamori.lg.jp	http://www.town.nagano-takamori.lg.jp/		○		○	○	○	○								○					
長野県	阿南町	阿南町教育委員会　子ども教育係	0260-22-2270	kyouiku@town.anan.nagano.jp	http://www.town.anan.nagano.jp/				○	○	○	○						○	○						
長野県	阿智村	阿智村教育委員会総務係	0265-45-1231	kyoiku@vill.achi.lg.jp	http://www.vill.achi.nagano.jp/						○	○						○							
長野県	平谷村	教育委員会	0265-48-2211	kyoui@vill.hiraya.nagano.jp					○												○				
長野県	根羽村	学校教育係	0265-49-2111	kyouiku4102@nebamura.jp	http://nebamura.jp/						○											○			
長野県	下條村	教育係	0260-27-1050	cosumosu@bz01.plala.or.jp	https://www.vill-shimojo.jp					○	○	○	○	○	○	4月に行われる家庭訪問で、家庭の様子を先生方に聞いてきてもらう			○		○				
長野県	売木村	教育委員会事務局	0260-28-2677	kyoiku@urugi.info								○										○			
長野県	天龍村	天龍村教育委員会　教育係	0260-32-3206	g-kyoiku@vill-tenryu.jp	http://www.vill-tenryu.jp					○	○	○									○				
長野県	泰阜村	泰阜村教育委員会	0260-26-2750	kyoui@vill.yasuoka.nagano.jp	http://vill.yasuoka.nagano.jp							○		○				○							
長野県	喬木村	教育委員会事務局子ども教育係	0265-33-2002	kyoiku@vill.takagi.nagano.jp	http://www.vill.takagi.nagano.jp/						○	○							○						
長野県	豊丘村	豊丘村教育委員会事務局　学校教育係	0265-35-9053	kyoiku@vill.nagano-toyooka.lg.jp	http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp		○					○			○	学校を通じて保護者宛てに書面で周知		○							
長野県	大鹿村	大鹿村教育委員会	0265-39-2100	kyoiku@vill.ooshika.lg.jp	http://www.vill.ooshika.nagano.jp						○	○						○							
長野県	上松町	総務教育係	0264-52-2111	ksoum@town.agematsu.nagano.jp	http://www.town.agematsu.nagano.jp				○		○	○								○					
長野県	南木曽町	南木曽町教育委員会　総務学校係	0264-57-3335	kyouiku@town.nagiso.nagano.jp	http://www.town.nagiso.nagano.jp/						○	○						○	○						
長野県	木祖村	教育委員貴事務局	0264-36-3348	kyoui@kisomura.com				○		○	○	○								○					
長野県	王滝村	王滝村教育委員会	0264-48-2134	kyoiku@vill.nagano-otaki.lg.jp						○											○				
長野県	大桑村	教育委員会事務局	0264-55-1020	kyosoumu@vull.okuwa.lg.jp							○	○								○					
長野県	木曽町	教育委員会	0264-23-2000	gakko@town-kiso.net	http://www.town-kiso.com/		○				○	○					町内全小中学校にて、全児童生徒の保護者へ制度概要書類と申請書を配布し、援助を必要とする家庭を漏れのないように制度利用につなげている。相談時には制度説明をし、年間を通じて随時受け付けをしている。			○					
長野県	麻績村	教育委員会	0263-67-4858	omi-kyoi@vill.omi.lg.jp	http://www.vill.omi.nagano.jp		○			○	○	○						○							
長野県	生坂村	生坂村教育委員会　総務・学校教育係	0263-69-2087	ikukyo@vill.ikusaka.nagano.jp	http://www.village.ikusaka.nagano.jp							○								○					
長野県	山形村	山形村教育委員会	0263-98-3155	toresen@vill.yamagata.nagano.jp	http://vill.yamagata.nagano.jp/		○		○	○	○	○		○						○					
長野県	朝日村	朝日村教育委員会	0263-99-4105	kyouiku@vill.asahi.nagano.jp						○	○							○							
長野県	筑北村	教育委員会	0263-67-1161	kyouiku@vill.chikuhoku.lg.jp	http://www.vill.chikuhoku.lg.jp/					○	○	○								○					
長野県	池田町	教育保育課　学校総務係	0261-61-1430	kyoui@town.ikeda.nagano.jp	http://www.ikedamachi.net/		○			○	○									○					
長野県	松川村	松川村教育委員会　学校教育課	0261-62-3111（代）	soumugakkou@vill.matukawa.nagano.jp	http://www.vill.matsukawa.nagano.jp					○	○										○				
長野県	白馬村	白馬村教育委員会　教育課	0261-85-0738	kyouiku@vill.hakuba.lg.jp	http://www.vill.hakuba.lg.jp		○				○	○												○	教育委員会が保護者へ制度案内・申請書を作成し、各校から児童生徒を通じて保護者へ配布

①都道府県	②市町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３０年度就学援助制度の実施について																		
							1．就学援助制度の周知方法											2．就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対し制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ．その他→（2）	（2）ケの内容	（3）就学援助制度周知の工夫	ア．各学校で制度案内を配付後，希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後，希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．制度案内等は行わず，各学校で希望者に対して申請書を配布	カ．制度案内等は行わず，教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ．その他（内容を２．（２）に記入してください。）	（2）キの内容
長野県	小谷村	教育委員会　総務学校係	0261-82-3981	kyouiku@vill.otari.lg.jp	http://www.vill.otari.nagano.jp		○	○		○	○	○								○					
長野県	坂城町	教育文化課	0268-75-6209	gakukyou@town.sakaki.nagano.jp	http://www.town.sakaki.nagano.jp		○		○	○	○	○			○	家庭訪問時等に対象になると思われる家庭に対し、担任教師が説明		○	○						
長野県	小布施町	教育委員会子ども支援係	026-214-9110	kodomo@town.obuse.nagano.jp							○	○						○							
長野県	高山村	高山村教育委員会　子育て学校教育係	026-214-9761	kyoiku@vill.takayama.nagano.jp	http://www.vill.takayama.nagano.jp/							○						○							
長野県	山ノ内町	教育委員会　学校教育係	0269-33-1102	kyoiku@town.yamanouchi.lg.jp	http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/kyoiku/kyoikuhienjo.html		○			○	○							○							
長野県	木島平村	教育委員会事務局子育て支援課	0269-82-3111	kosodate@vill.kijimadaira.lg.jp	http://www.vill.kijimadaira.lg.jp					○	○							○	○						
長野県	野沢温泉村	教育委員会　こども支援係	0269-85-3115	kyoiku@vill.nozawaonsen.nagano.jp	http://www.vill.nozawaonsen.nagano.jp/		○	○		○	○							○							
長野県	信濃町	信濃町教育委員会	026-255-5923	soumukyouiku@town.shinano.lg.jp	https://www.town.shinano.lg.jp/kosodate/shien/keizaisien/syuugakuenjyo.html				○	○	○							○							
長野県	小川村	小川村教育委員会	026-269-3146	kyouiku@vill.ogawa.nagano.jp	http://www.vill.ogawa.nagano.jp						○							○							
長野県	飯綱町	教育委員会　総務教育係	026-253-4769	kyoiku@town.iizuna.nagano.jp	https://www.town.iizuna.nagano.jp/docs/444.html		○				○	○						○							
長野県	栄村	栄村教育委員会	0269-87-3118	gakkou@vill,sakae,nagano,jp	https://www.vill.sakae.nagano.jp/						○	○									○				
長野県	上田市長和町中学校組合	上田市長和町中学校組合教育委員会事務局	0268-85-2332	kumiai@yodakubo.ed.jp						○	○							○							
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	教育委員会 こども課　学校教育係	0266-41-1111	gakkou@town.tatsuno.lg.jp	http://www.town.tatsuno.lg.jp		○	○	○	○	○	○								○					
長野県	麻績村筑北村学校組合	教育委員会	0263-67-4858	omi-kyoi@vill.omi.lg.jp	http://www.vill.omi.nagano.jp		○			○	○	○						○							
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	小海町北相木村南相木村中学校組合教育委員会	0267-92-2391	kyouiku@koumi-town.jp	http://www.koumi-town.jp			○	○	○	○	○						○		○					
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	塩尻市辰野町中学校組合教育委員会事務局教育総務課	0263-52-0830	gakkou@city.shiojiri.lg.jp	http://www.city.shiojiri.lg.jp/		○			○	○	○								○					
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	松本市教育委員会　学校教育課	0263-33-9846	g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp	http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/enjo/kyoiku/syugakuenjyo.html		○	○		○	○	○					転入者には必ず就学援助制度の書類を配付している。				○				

①都道府県	②市町村名	Ⅱ　平成３０年度準要保護認定基準																											Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３０年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合					（３）ツに○をし		（４） （２）（３）の補足	（５）　テの内容	（１）平成29年度	（２）平成30年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他（内容を（５）に記入してください。）	倍率（倍率） 倍	基準根拠 課税所得等の分類	年	月	目安額（年額） 万円	係数（倍率） 倍	目安額（年額） 万円				
該当団体数	83	76	82	73	74	75	80	67	62	70	68	72	69	74	65	25	2	8	0	33	35	35	35	35	35	0	0	8	33	83	83
長野県	長野市		○				○										○			○	1.3	課税所得	25	4	254				災害・疾病・失業等により生計に著しい変化を生じ生活が困難であると認められる世帯	15%未満	15%未満
長野県	松本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	2.21	その他	25	4	374			・生活保護基準を所得に換算し、それが世帯の総所得で計算された金額の2.21倍未満であれば認定 ・生活保護基準については、例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準（平成25年4月1日時点）を用いている。	・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者等が不慮の災害、事故、疫病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者 ・その他教育委員会が特に援助を必要と認める者	15%未満	15%未満
長野県	上田市	○	○				○					○	○	○		○				○	1.3	その他	30	4	335			給与収入	教育委員会が特に援助を必要と認めるもの	10%未満	10%未満
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	その他	25	7	390			基準根拠の課税所得等の分類は総収入		15%未満	15%未満
長野県	飯田市	○	○				○					○						○			1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	324					15%未満	15%未満
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○				○	1.2	その他	30	4	371			【課税所得等の分類】給与収入（税引き前）	病気・災害などの特別な事情により、生活が困難である場合	15%未満	15%未満
長野県	須坂市	○	○		○	○	○					○		○		○				○	1.3	課税所得	30	4	293				・保護者が災害・事故・疾病等により、所得が低く、生活が困難の者。	15%未満	15%未満
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	総所得（諸控除前）	30	4	277					15%未満	15%未満
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他	30	6	315			給与収入（税引き前）		15%未満	15%未満
長野県	駒ヶ根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他	29	4	394			基準根拠の課税所得等の分類は、給与収入（税引き前）		15%未満	15%未満
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	228					10%未満	10%未満
長野県	大町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									教育委員会が特に認めた者（DV被害者、保護者が疾病やリストラにより失業など）	15%未満	15%未満
長野県	飯山市	○	○				○											○		○	1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	295				教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある者	15%未満	15%未満
長野県	茅野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3	課税所得	30	5	324				学校長又は民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者	15%未満	15%未満
長野県	塩尻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	30	4	307					15%未満	15%未満
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.4	課税所得	30	5	300				学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者	15%未満	15%未満
長野県	千曲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	361					15%未満	15%未満
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.2	課税所得	24	4	299					15%未満	15%未満
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○			○			1.5	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	360					15%未満	15%未満
長野県	小海町		○																	○									・学校長及び民生委員が、災害や失業等により援助が必要と認める状態にある者 ・前年度準要保護保護の者が当該年度基準に非該当となった場合は激減緩和措置として1/2を支給（要申請者）	10%未満	10%未満
長野県	川上村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者 ・国民年金の掛け金の減免 ・その他校長または民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者	5%未満	5%未満
長野県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満	10%未満
長野県	南相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満	0%
長野県	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																0%	0%
長野県	佐久穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満	10%未満

①都道府県	②市町村名	Ⅱ　平成３０年度準要保護認定基準 （１）　平成３０年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○） ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他（内容を（５）に記入してください。）	（２）ソ，タ，チを選択した場合 倍数（倍率） 倍	基準根拠 課税所得等の分類	年	月	目安額（年額） 万円	（３）ツに○をし 係数（倍率） 倍	目安額（年額） 万円	（４） （２）（３）の補足	（５）　テの内容	Ⅲ　就学援助率 （１）平成29年度	（２）平成30年度
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○	1.5	総所得（諸控除前）	30	4	350				学校長又は民生・児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満	10%未満
長野県	御代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	15%未満	10%未満
長野県	立科町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満	10%未満
長野県	青木村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																15%未満	15%未満
長野県	長和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満	5%未満
長野県	下諏訪町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	1.4	総所得（諸控除前）	25	8	386				学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者	15%未満	15%未満
長野県	富士見町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	課税所得	25	4	250					10%未満	10%未満
長野県	原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	課税所得	30	6	356					10%未満	10%未満
長野県	辰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	240					15%未満	15%未満
長野県	箕輪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									その他学校長または民生委員・児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者。	10%未満	10%未満
長野県	飯島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															15%未満	15%未満
長野県	南箕輪村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○					1.3	課税所得	29	12	278					10%未満	10%未満
長野県	中川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	29	12	309					10%未満	10%未満
長野県	宮田村	○	○	○	○	○	○					○		○		○					1.3	課税所得	29	1	300				基準根拠（課税所得等の分類）は給与収入（税引き前）	10%未満	10%未満
長野県	松川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									準要保護の認定に「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表」を準用している。	15%未満	10%未満
長野県	高森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	30	6	240					10%未満	10%未満
長野県	阿南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5	総所得（諸控除前）	29	12	330					10%未満	10%未満
長野県	阿智村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															0%	10%未満
長野県	平谷村	○	○		○	○	○			○	○				○															0%	10%未満
長野県	根羽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	5%未満	5%未満
長野県	下條村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									その他学校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満	10%未満
長野県	売木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															0%	0%
長野県	天龍村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																0%	0%
長野県	泰阜村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															0%	15%未満
長野県	喬木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									その他学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満	10%未満
長野県	豊丘村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満	10%未満
長野県	大鹿村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															15%未満	15%未満
長野県	上松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満	10%未満
長野県	南木曽町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○									学校長または民生(児童)委員が特に援助が必要と認める状態にある者	5%未満	5%未満
長野県	木祖村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○									民生児童委員、教育委員会が特に援助を必要と認めている。	5%未満	5%未満
長野県	王滝村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○									学校長または民生児童委員が特に援助を必要と認めた状態にある者	0%	0%
長野県	大桑村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									その他学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満	5%未満
長野県	木曽町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○									学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満	10%未満
長野県	麻績村	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○															15%未満	20%未満
長野県	生坂村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									学校長または民生児童委員が特に援助を必要と認めた状態にある者	25%未満	20%未満
長野県	山形村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.6	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	379					10%未満	10%未満
長野県	朝日村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															5%未満	5%未満
長野県	筑北村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○															10%未満	10%未満
長野県	池田町	○	○				○											○			1.5	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	342					15%未満	15%未満
長野県	松川村	○	○	○	○	○	○	○						○	○					○									経済状況の変化	10%未満	10%未満
長野県	白馬村															○					1.2	課税所得	25	7	265					10%未満	15%未満

①都道府県	②市町村名	Ⅱ　平成３０年度準要保護認定基準 （１）　平成３０年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合					（３）ツに○をし		（４） （２）（３）の補足	（５）　テの内容	Ⅲ　就学援助率	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他（内容を（５）に記入してください。）	倍数（倍率） 倍	基準根拠 課税所得等の分類	年	月	目安額（年額） 万円	係数（倍率） 倍	目安額（年額） 万円			（１）平成29年度	（２）平成30年度
長野県	小谷村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○															10%未満	5%未満
長野県	坂城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満	10%未満
長野県	小布施町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															5%未満	5%未満
長野県	高山村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満	10%未満
長野県	山ノ内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									・保護者が不慮の災害、事故、疾病等により、その世帯の生計に著しく変化を生じ、生活が困難と認められる者。 ・その他学校長又は教育委員会が特に援助を必要と認める者。	15%未満	10%未満
長野県	木島平村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満	5%未満
長野県	野沢温泉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○																10%未満	0%
長野県	信濃町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									学校長または民生児童委員が特に援助が必要と認める者	10%未満	10%未満
長野県	小川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															15%未満	15%未満
長野県	飯綱町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.5	総所得（諸控除前）	29	4	303				学校長又は飯綱町教育委員会が特に給付する必要があると認められる者	10%未満	10%未満
長野県	栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															40%未満	20%未満
長野県	上田市長和町中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									特に援助が必要と認める者	10%未満	10%未満
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	240					15%未満	15%未満
長野県	麻績村筑北村学校組合	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○															15%未満	10%未満
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合		○																	○									・学校長及び民生委員が、災害や失業等により援助が必要と認める状態にある者 ・前年度準要保護保護の者が当該年度基準に非該当となった場合は激減緩和措置として1/2を支給（要申請者）	5%未満	10%未満
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	30	4	307					15%未満	10%未満
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	2.21	その他	25	4	374				・生活保護基準を所得に換算し、それが世帯の総所得で計算された金額の2.21倍未満であれば認定 ・生活保護基準については、例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準（平成25年4月1日時点）を用いている。	・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者等が不慮の災害、事故、疫病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者 ・その他教育委員会が特に援助を必要と認める者	15%未満	15%未満

Ⅳ　平成３０年度準要保護就学援助額

１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）　費目毎の援助額

①都道府県	②市町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	83	3	3	0	17	17	17	58	58	0	3	3	0	14	14	14	61	61	0	8	8	1	1	1	1	0	0	4	28	29	1	29	29	29	21	21	0	35
長野県	長野市							○	11,420								○	40,600		○	0											○	21,490	21,400				・金額はH30年度予算計上単価 ・通学費の実績無し
長野県	松本市							○	11,420								○	40,600											○	29,028								修学旅行費は29年度実績額
長野県	上田市				○	11,420	11,420										○	40,600		○	30780								○	32,000								
長野県	岡谷市							○	13,650								○	40,600											○	29,000								・学用品費は、２～６年生の単価 ・修学旅行費は予算計上単価
長野県	飯田市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	31,000								・通学費は支給実績なし ・修学旅行費は予算計上単価
長野県	諏訪市				○	11,420	11,420										○	40,600														○	21,490	15,000				
長野県	須坂市							○	11,420								○	40,600		○	41590											○	21,490	21,490				
長野県	小諸市							○	11,420								○	40,600											○	32,018								
長野県	伊那市							○	13,650								○	40,600														○	21,490	21,490				学用品費等（学用品費・通学用品費として） １学年@11,420、２～６学年13,650円
長野県	駒ヶ根市							○	11,420								○	40,600											○	31,633								支給平均額は全て29年度実績額。
長野県	中野市							○	11,420								○	40,600														○	29,420	29,420				
長野県	大町市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	35,553								・支給平均額は、平成29年度実績額。 ・通学費は、29年度支給実績なし。
長野県	飯山市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				修学旅行費の支給平均額はH29年度実績額を記入。
長野県	茅野市							○	11,420								○	40,600											○	30,000								
長野県	塩尻市				○	11,420	10,341							○	40,600	36,540													○	31,733								支給平均額が0となっている部分は、実績がない。
長野県	佐久市							○	11,420								○	40,600											○	25,961								
長野県	千曲市							○	11,420								○	40,600					○	39,290	0							○	21,490	21,490				「通学費」については、実績なし。
長野県	東御市				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600												○				○	21,490	21,490				通学費：市独自の支給要綱により、学校から一定距離以上の通学をしている者全てに支給している。
長野県	安曇野市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
長野県	小海町							○	14,780								○	19,900																	○	20,600		学用品費等　1年12,610円　2～6年14,780円
長野県	川上村							○	14,780								○	19,900																	○	20,600		学用品費は、1年生のみ12,610円、2年～6年は14,780円の支給。
長野県	南牧村							○	14,780								○	17,730														○	20,600	20,600				
長野県	南相木村							○	11,420								○	40,600														○	21,490	0				修学旅行費は支給実績なし
長野県	北相木村							○	15,000								○	20,470														○	21,190	21,190				
長野県	佐久穂町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				

Ⅳ　平成３０年度準要保護就学援助額

１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）　費目毎の援助額

①都道府県	②市町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
長野県	軽井沢町							○	11,420								○	40,600		○	0														○	21,490		通学費は支給実績なし
長野県	御代田町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	立科町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				通学用品費は学用品費に含む
長野県	青木村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	長和町							○	11,420								○	40,600											○	38,795								
長野県	下諏訪町							○	11,420								○	20,470																	○	21,490		
長野県	富士見町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	原村							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
長野県	辰野町							○	11,420								○	40,600														○	21,180	21,180				
長野県	箕輪町				○	13,600	13,600							○	40,600	40,600																○	19,300	19,300				・支給平均額は30年度予算に計上した単価。 ・学用品は学用品費と通学用品費と校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合算。
長野県	飯島町							○	11,420								○	40,600											○	16,323								
長野県	南箕輪村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		通学費は対象外
長野県	中川村				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
長野県	宮田村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	松川町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	高森町							○	11,420								○	40,600											○	30,947								修学旅行費：29年度実績平均額
長野県	阿南町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	阿智村							○	12,610								○	19,900																	○	19,200		
長野県	平谷村	○	11,100								○	19,900																	○	20,600								
長野県	根羽村							○	13,200								○	13,200																	○	20,600		
長野県	下條村							○	11,420								○	40,600											○	30,261								
長野県	売木村	○	0								○	0																	○	0								・30年度執行見込みなし ・上限の設定なし。かかる費用の全額を支給する。
長野県	天龍村							○	14,780								○	19,900											○	30,000								支給平均額は平成29年度実績額
長野県	泰阜村							○	11,420								○	40,600											○	25,580								
長野県	喬木村				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	35,000								
長野県	豊丘村							○	11,420								○	47,400																	○	21,490		
長野県	大鹿村				○	11,420	11,420							○	40,600	0																○	21,490	21,490				
長野県	上松町							○	11,420								○	40,600										○							○	21,490		通学費　町独自の遠距離通学費補助で就学援助対象者に限らず距離に応じて補助
長野県	南木曽町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	木祖村							○	11,420								○	40,600											○	30,372								修学旅行費はH29年度実績
長野県	王滝村	○	0								○	0										○							○	0								通学費は、義務教育児童生徒の無料定期券により公共交通機関を利用
長野県	大桑村				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
長野県	木曽町							○	11,420								○	40,600											○	40,384								
長野県	麻績村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	生坂村							○	11,420								○	20,470											○	21,190								
長野県	山形村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		全項目について、現在対象児童がいないため、支給実績なし
長野県	朝日村							○	11,420					○	40,600	40,600													○	49,896								
長野県	筑北村							○	15,220								○	20,470														○	35,000	35,000				
長野県	池田町							○	11,420								○	40,600											○	30,000								
長野県	松川村							○	11,420								○	40,600											○	45,000								
長野県	白馬村				○	11,420	11,420							○	20,470	20,470												○				○	21,190	21,190				通学費：遠距離通学者（3.5km以上）保護者に別制度で補助金を支給

Ⅳ　平成３０年度準要保護就学援助額

１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）　費目毎の援助額

①都道府県	②市町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
長野県	小谷村				○	11,420	11,420										○	20,470											○	21,490								
長野県	坂城町				○	13,650	13,650							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
長野県	小布施町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
長野県	高山村				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
長野県	山ノ内町							○	11,420								○	40,600											○	24,480								修学旅行費：29年度実績額
長野県	木島平村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	野沢温泉村							○	11,420								○	20,470																	○	21,490		
長野県	信濃町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600				○	0											○	21,180	21,180				通学費については支給実績なし
長野県	小川村				○	11,100	10,000										○	19,900		○	0														○	19,900		通学費については支給実績なし
長野県	飯綱町							○	11,420								○	40,600										○				○	21,490	21,490				・通学費については、実費の1/2の額を支給。 ・支給平均額についてはH29年度実績額を計上。
長野県	栄村							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
長野県	上田市長和町中学校組合																																					中学校組合のため、域内に小学校がない。
長野県	辰野町塩尻市小学校組合							○	11,420								○	40,600														○	21,180	21,180				
長野県	麻績村筑北村学校組合																																					中学校組合のため、域内に小学校がない。
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合																																					中学校組合のため、域内に小学校がない。
長野県	塩尻市辰野町中学校組合																																					中学校組合のため、域内に小学校がない。
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合																																					中学校組合のため、域内に小学校がない。

798,244　　26

①都道府県	②市町村名	2、中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																				
		（1）　費目毎の援助額																																				（2）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	83	3	3	0	18	18	18	54	54	0	6	6	0	13	13	13	57	57	0	8	8	1	1	1	1	0	0	4	28	29	1	27	27	27	20	20	0	39
長野県	長野市							○	22,320								○	47,400		○	0											○	57590	55700				・金額はH30年度予算計上単価 ・通学費の実績無し
長野県	松本市							○	22,320								○	47,400											○	48042								修学旅行費は29年度実績額
長野県	上田市				○	22,320	22,320										○	47,400		○	60000								○	63000								
長野県	岡谷市							○	24,550								○	47,400											○	61000								・学用品費は、２～３年生の単価 ・修学旅行費は予算計上単価
長野県	飯田市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	58000								・通学費は支給実績なし ・修学旅行費は予算計上単価
長野県	諏訪市				○	22,320	22,320										○	47,400														○	57590	57590				
長野県	須坂市							○	22,320								○	47,400		○	0											○	57590	57590				通学費　29年度実績なし。
長野県	小諸市							○	22,320								○	47,400											○	60860								
長野県	伊那市							○	24,550								○	47,400														○	57590	57590				学用品費等（学用品費・通学用品費として） １学年22,320円、２～３学年24,550円
長野県	駒ヶ根市							○	22,320								○	47,400											○	57899								支給平均額は全て29年度実績額。
長野県	中野市							○	22,320								○	47,400														○	70050	55000				
長野県	大町市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	57891								・支給平均額は、平成29年度実績額。 ・通学費は、29年度支給実績なし。
長野県	飯山市							○	22,320								○	47,400														○	57590	55190				修学旅行費の支給平均額はH29年度実績額を記入。
長野県	茅野市							○	22,320								○	47,400											○	60000								
長野県	塩尻市				○	22,320	20,499							○	47,400	42,660													○	54305								支給平均額が0となっている部分は、実績がない。
長野県	佐久市							○	22,320								○	47,400											○	51029								
長野県	千曲市							○	22,320								○	47,400					○	79410	0							○	57590	57590				「通学費」については、実績なし。
長野県	東御市				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400												○				○	57590	57590				通学費：市独自の支給要綱により、学校から一定距離以上の通学をしている者全てに支給している。
長野県	安曇野市							○	22,320								○	47,400														○	57590	56986				
長野県	小海町																																					域内に町立中学校がない。
長野県	川上村							○	26,050								○	22,900																	○	55900		学用品費は、1年生のみ23,880円、2年～3年は26,050円の支給。
長野県	南牧村							○	26,050								○	20,730														○	55900	55900				
長野県	南相木村																																					域内に村立中学校がない。
長野県	北相木村																																					域内に村立中学校がない。
長野県	佐久穂町							○	22,320								○	47,400														○	57590	57590				

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市町村名	（1）　費目毎の援助額																																				（2）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費								修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
長野県	軽井沢町							○	22,320								○	47,400		○	0														○	57590		通学費は支給実績なし
長野県	御代田町							○	22,320								○	47,400																	○	57590		
長野県	立科町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57590	57590				通学用品費は学用品費に含む
長野県	青木村							○	22,320								○	47,400																	○	57590		
長野県	長和町																																					域内に町立中学校がない。
長野県	下諏訪町							○	22,320								○	23,550																	○	57590		
長野県	富士見町							○	22,320								○	47,400																	○	57590		
長野県	原村							○	22,320								○	47,400														○	57590	57590				
長野県	辰野町							○	22,320								○	47,400														○	56670	56670				
長野県	箕輪町				○	24,100	24,100							○	47,400	47,400																○	51800	51800				・支給平均額は30年度予算に計上した単価。 ・学用品は学用品費と通学用品費と校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合算。
長野県	飯島町							○	22,320								○	47,400											○	35460								
長野県	南箕輪村							○	22,320								○	47,400																	○	57590		通学費は実績なし
長野県	中川村				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57670	57670				
長野県	宮田村							○	22,320								○	47,400																	○	57590		
長野県	松川町							○	22,320								○	47,400																	○	57590		
長野県	高森町							○	22,320								○	47,400											○	65829								修学旅行費：支給実績のある直近年度の平均額(H29)
長野県	阿南町							○	22,320								○	47,400																	○	57590		
長野県	阿智村							○	23,880								○	22,900																	○	50000		
長野県	平谷村	○	21,700								○	22,900																	○	55900								
長野県	根羽村							○	23,800								○	22,900																	○	55700		
長野県	下條村							○	22,320		○	47,400																	○	54336								
長野県	売木村	○	0								○	0																	○	0								・30年度執行見込みなし ・上限の設定なし。かかる費用の全額を支給する。
長野県	天龍村							○	26,050		○	22,900																	○	58000								支給平均額は平成29年度実績額
長野県	泰阜村							○	22,320								○	47,400											○	49050								
長野県	喬木村				○	22,320	22,320										○	47,400											○	46200								
長野県	豊丘村							○	22,320								○	47,400																	○	57590		
長野県	大鹿村				○	22,320	22,320							○	47,400	0																○	57590	57590				
長野県	上松町							○	22,320								○	47,400										○							○	57590		通学費　町独自の遠距離通学費補助で就学援助対象者に限らず距離に応じて補助
長野県	南木曽町							○	22,320								○	47,400																	○	57590		
長野県	木祖村							○	22,320								○	47,400											○	54068								修学旅行費はH29年度実績
長野県	王滝村	○	0								○	0										○							○	0								通学費は、義務教育児童生徒の無料定期券により公共交通機関を利用
長野県	大桑村				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57590	57590				
長野県	木曽町							○	22,320								○	47,400											○	79977								
長野県	麻績村																																					域内に村立中学校がない。
長野県	生坂村							○	22,320		○	23,550																	○	57290								
長野県	山形村																○	47,400																				域内に村立中学校がない。
長野県	朝日村																																					域内に村立中学校がない。
長野県	筑北村							○	26,820								○	23,550														○	60000	60000				
長野県	池田町							○	22,320								○	47,400											○	64257								
長野県	松川村							○	22,320								○	47,400											○	61000								
長野県	白馬村				○	22,320	22,320							○	23,550	23,550												○				○	57290	57290				通学費：遠距離通学者（5km以上）保護者に別制度で補助金を支給

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市町村名	（1）　費目毎の援助額 学用品費 実費	学用品費 支給平均額	学用品費 現物支給	学用品費 上限額	学用品費 上限の金額	学用品費 支給平均額	学用品費 一定額	学用品費 一定の金額	学用品費 その他	新入学児童生徒学用品費等 実費	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 現物支給	新入学児童生徒学用品費等 上限額	新入学児童生徒学用品費等 上限の金額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 一定額	新入学児童生徒学用品費等 一定の金額	新入学児童生徒学用品費等 その他	通学費 実費	通学費 支給平均額	通学費 現物支給	通学費 上限額	通学費 上限の金額	通学費 支給平均額	通学費 一定額	通学費 一定の金額	通学費 その他	修学旅行費 実費	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 現物支給	修学旅行費 上限額	修学旅行費 上限の金額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 一定の金額	修学旅行費 その他	（2）　補足事項
長野県	小谷村				○	22,320	22,320										○	23,550										○	57470								
長野県	坂城町				○	24,550	24,550							○	47,400	47,400															○	57590	57590				
長野県	小布施町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400															○	57590	57590				
長野県	高山村				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400															○	57590	57590				
長野県	山ノ内町							○	22,320								○	47,400										○	57570								修学旅行費：29年度実績額
長野県	木島平村							○	22,320								○	47,400																○	57590		
長野県	野沢温泉村							○	22,320								○	23,550																○	57590		
長野県	信濃町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400				○	0										○	56670	56670				
長野県	小川村				○	21,700	21,700										○	22,900		○	0													○	53500		通学費については支給実績なし
長野県	飯綱町							○	22,320								○	47,400									○				○	57590	54758				・通学費については、実費の1/2の額を支給 ・支給平均額についてはH29年度実績額を計上。
長野県	栄村							○	22,320								○	47,400													○	57590	57590				
長野県	上田市長和町中学校組合							○	22,320								○	47,400													○	60000	60000				支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価
長野県	辰野町塩尻市小学校組合																																				小学校組合のため、域内に中学校がない。
長野県	麻績村筑北村学校組合							○	22,320								○	47,400																○	57590		
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合							○	26,050								○	22,900																○	55900		学用品費等　1年23,880円　2～3年26,050円
長野県	塩尻市辰野町中学校組合				○	22,320	20,499							○	47,400	42,660												○	54305								0となっている部分は、実績がない。
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合							○	22,320								○	47,400										○	44955								修学旅行費は29年度実績額

1467693　　26

①都道府県	②市町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									（1）　教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）												
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	
該当団体数	83	8	7	12	13	17	4	48	0	7	3	2	0	2	5	9	2	3	4	4	7	2	0
長野県	長野市		○																				
長野県	松本市							○															
長野県	上田市	○	○	○	○	○	○			イ・ウについては急な転入等で緊急に用意しなければならない場合に行っている。													
長野県	岡谷市							○															
長野県	飯田市							○															
長野県	諏訪市			○		○																	
長野県	須坂市							○															
長野県	小諸市	○																					
長野県	伊那市			○						ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与 ・制服、運動靴、副教材等のリユースシステム										○	制服、運動靴、副教材等のリユースの推奨		
長野県	駒ヶ根市	○																					
長野県	中野市				○									○								社会福祉協議会において、中学校の制服及び通学かばんのリサイクル事業の実施	
長野県	大町市	○	○							ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等） ・バザーはPTA主催で、制服や運動着等を販売している。 イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し ・貸し出しは、小規模校で算数セット等を学校備品として購入し、必要学年に貸し出しをしている。								○					
長野県	飯山市							○															
長野県	茅野市							○			○												
長野県	塩尻市				○											○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・英検等の受検料補助		
長野県	佐久市							○															
長野県	千曲市		○		○		○											○					
長野県	東御市				○																		
長野県	安曇野市							○															
長野県	小海町				○	○																	
長野県	川上村		○							イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し ・授業で使用するスケート靴の貸出													
長野県	南牧村							○															
長野県	南相木村			○	○	○												○	○				
長野県	北相木村							○															
長野県	佐久穂町							○															

①都道府県	②市町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									（1）　教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）												
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他（※具体的な取組を（２）に記載）	（２）クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他（※具体的な取組を（２）に記載）	（２）コの内容及び補足説明	（３）その他学校や教育委員会以外での取組	
長野県	軽井沢町							○															
長野県	御代田町							○															
長野県	立科町							○															
長野県	青木村					○																	
長野県	長和町							○															
長野県	下諏訪町							○															
長野県	富士見町							○														町社会福祉協議会とＰＴＡ主体で制服リユースを行っている。 （学校・教育委員会も連携している）	
長野県	原村							○															
長野県	辰野町			○						ＰＴＡが主体となり制服のリユースを実施している。													
長野県	箕輪町							○															
長野県	飯島町							○															
長野県	南箕輪村							○									○						
長野県	中川村	○													○								
長野県	宮田村			○		○					○								○				
長野県	松川町			○						ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与 ・松川中学校において、PTAと連携し松中リユースとして、卒業生から提供されたカバンや制服等を希望する新入学生徒へ無償で譲渡している。						○							
長野県	高森町		○											○									
長野県	阿南町							○															
長野県	阿智村							○															
長野県	平谷村			○											○								
長野県	根羽村							○															
長野県	下條村					○						○				○							
長野県	売木村				○	○																	
長野県	天龍村							○															
長野県	泰阜村							○															
長野県	喬木村							○															
長野県	豊丘村	○		○											○	○							
長野県	大鹿村							○															
長野県	上松町							○															
長野県	南木曽町							○															
長野県	木祖村					○																	
長野県	王滝村							○									○						
長野県	大桑村							○								○						カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・給食主食費の補助	
長野県	木曽町		○	○	○	○	○			ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与 ・学用品のリサイクル等をPTAと協働で行っている。 オ．使用する学用品等の精選 ・単元テスト等の公費化や物品の共同購入により単価を抑えるなど工夫している。						○				○	コ．その他 学校徴収金（学用品費等）の保護者負担軽減について、次年度以降の具体的な取り組みのために、学用品を公用にすることや町内各校で差が生じないよう統一が可能なものについて調査検討をしている。（上記ア・イ・エ・オ・ク・ケ等）		
長野県	麻績村							○															
長野県	生坂村							○															
長野県	山形村					○																	
長野県	朝日村					○																	
長野県	筑北村							○							○								
長野県	池田町							○															
長野県	松川村				○	○	○									○				○	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・経済的困窮家庭に限らず、給食費の一部補助（年間10,000円） ・入学祝い金（小・中・高入学相当の年に各10,000円支給） コ．その他 ・可能な限り公費で購入を進める		
長野県	白馬村	○				○																	

①都道府県	②市町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									（1）　教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）												
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	
長野県	小谷村			○	○	○						○			○								
長野県	坂城町					○													○				
長野県	小布施町							○								○				○	コ．その他 ・テスト代など、学校が保護者から徴収する費用の一部を公費負担		
長野県	高山村							○															
長野県	山ノ内町							○															
長野県	木島平村							○															
長野県	野沢温泉村	○		○																			
長野県	信濃町							○															
長野県	小川村							○											○				
長野県	飯綱町							○			○												
長野県	栄村							○															
長野県	上田市長和町中学校組合							○															
長野県	辰野町塩尻市小学校組合							○															
長野県	麻績村筑北村学校組合							○															
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合				○	○																	
長野県	塩尻市辰野町中学校組合				○											○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・英検等の受検料補助		
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合							○															